□ 市債の状況

公共施設の整備などに要する財源 部を補う目的と、将来その施設などを利 用する方にも建設経費を負担していただく(後 年度負担)という2つの目的を持っています。

●市債残額							(平成24年3月末現在)
_		般		슾		計	99 億 1, 027 万円
羽区	村画	駅 整 理	西里事	口	土	地計	17 億 1, 707 万円
下	水	道	事	業	会	計	68 億 4, 135 万円
計							184 億 6, 869 万円
水	道	事	善	Ě	会	計	46 億 3, 086 万円

時借入金の状況

計|

借入れはありません。

しました。

額や「太陽光発電システム設置費助成金」 衛生費は、西多摩衛生組合負担金の減

☑ 基金の状況

将来計画している事業の財源として、 年度間の財源不足を調整することなど を目的として積み立てている資金です。

●基金	浅額	(平成24年3月末現在)
基	金	45 億 2, 098 万円
	財政調整基金	20 億 1, 921 万円
内訳	減 債 基 金	215 万円
	特定目的基金	24 億 9, 962 万円

市有財産の状況

(半放 24 年 3 月末現仕 <i>)</i>							
土	地	58万2,842㎡					
建	物	15万6,967㎡					

のための区市町村補助金」などを措置しま バス導入による「地球温暖化対策等推進 助金」を措置しました。 車による公共交通グリーン化促進事業補 気バスを導入したことにより、「電気自動 また、コミュニティバス「はむらん」に電 の決定により、交付金を減額しました。 都支出金は、国庫支出金と同様に電気

地」の売却による増額分を措置しました。 て、「旧羽加美立体交差事業代替駐車場用 財産収入は、市有財産の有効活用とし

バス「はむらん」に電気バスを導入するた 総務費は、歳入と同様にコミュニティ

る緊急対策事業に要する経費などを増額 1伴う減額や高齢者を熱中症などから守 民生費は、「子ども手当」の支給額決定

めの経費などを措置しました。

都支出金は、「市町村総合交付金」

など

3号補正(12月議会)

算の状況は次のとおりです。

平成23年度下半期の一般会計補正予

補

補正後予算額 209億8713万円 補正額 9540万円

務負担行為を設定しました。

解消に向けて、設備の改修・増設事業の債

措置しました。

そのほか、税連動交付金や財産収入、諸

国庫支出金は、「子ども手当」の支給額

とする債務負担行為を設定しました。 度まで、限度額を2123万5000円 理業務等委託について、期間を平成24年 「生涯学習センターゆとろぎ」の舞台管

措置を行いました。

方で、「子ども手当」、「児童育成手当」、

乳幼児医療助成費」などについて、減額

5号補正(3月議会)

補正後予算額 204億5920万円 補正額 ▲5億2793万円

歳入

分4874万円を増額しました。 納繰越分の増収などにより、市税全体で どの所要の事業費の確定により5250 3000万円を増額しました。 万円を減額しました。 国庫支出金は、「子ども手当交付金」な 地方交付税は、特別交付税の12月交付 市税は、収納対策の強化による市税滞

ぎわい商品券」が効果的だったことを受け 商品券の換金期間が翌年度にかかるため、 第4弾の発行経費を措置するとともに、 などを増額しました。 債務負担行為(*)を設定しました。 消防費は、防災行政無線の難聴地区の 商工費は、緊急経済対策である「羽村に 収入などの増減見込みに応じて所要額を 戻しなどの措置を行いました。 より、一定の財源を確保できたため、繰り により797万円を減額しました。 を増額する一方で、個々の事業費の確定

繰入金は、

所要の事業費の確定などに

*「債務負担行為」とは、将来にわたる支 4号補正(12月議会) 後年度の債務を約束することです。 払い義務に対応するため、あらかじめ

> 害者自立支援給付事業費」などを増額する 分1850万円を減額しました。 について、給与改定などによる引き下げ 性質別では、 扶助費は、 「私立保育園運営費」や 人件費のうち職員人件費

額となる一方、「国民健康保険事業会計」 より減額しました。 計」については、所要の事業費確定などに および「羽村駅西口土地区画整理事業会 会計」、「下水道事業会計」への繰出金が増 後期高齢者医療会計」、「介護保険事業 繰出金は、事業費の増加などに伴

センターについて債務負担行為を設定し のため、水上公園、動物公園、スイミング また、指定管理者による管理委託更新

※市の財政状況について詳しくは、 ホームページをご覧ください。 市

はじめるエコな暮らし

活用しよう!エコライフ助成制度

市では、再生可能エネルギーの普及とエネルギー使用の合理化により、地球温暖化防止対策を推進するため、さまざまな助成制度があります。

助成制度を活用し、エコな暮らしを始めてみませんか。

申請方法や制度について、詳しくは市ホームページをご覧いただくか、問い合わせてください。

問合せ 環境保全課環境保全係



省エネルギー化住宅改修工事費助成

助成の対象となる住宅

- ①築5年以上経過した住宅。すでに改修工事を 行っているときは、改修工事から5年以上経過 した住宅
- ②人の居住の用に供する家屋または家屋と併設する事務所など
- ■助成の対象となる工事
- ※市内事業者による工事のみが対象となります。

工事の名称

太陽熱利用システム

太陽熱温水器

家庭用燃料電池コージェネレーションシステム

家庭用ガス発電給湯システム(エコウィル)

高効率小規模コージェネレーションシステム

LED 照明設備

遮熱性向上工事(高遮熱塗装、遮熱フィルム・コート)

断熱性能向上工事(省エネ等級4の断熱工事)

その他エネルギーの使用の合理化を図る工事(高断熱浴そう、節水 II 型便器、その他エネルギーまたはC02 を 10%以上削減する工事)

助成金額はいくら?

助成対象工事の経費の 10%をエコポイントとして付与します。(1 エコポイント 1 円) ※工事ごとにエコポイントの上限があります。

助成までの流れ

- (例) エコポイントが5万ポイントの場合
- ①市内で5万円以上の買い物(物品の種類は 問いません)
- ②領収証を報告書に貼付し、市に提出
- ③指定の口座に5万円が振り込まれる

助成の対象となる工事を施工できる市内 事業者も募集しています!

省エネルギー化住宅でエコ!

- 🧩 住宅の省エネ性能が向上し、電気代が安く済む!
- ★ 冷暖房の使用が抑制されて、CO2 の排出を抑えることができる!
- 助成金(エコポイント)は、市内事業所でお買い物!

助成の対象者は?

- (1) 次の要件を満たす市民(個人)
- ①住民基本台帳に通算1年以上の登録または固定 資産税課税台帳に1年以上登録がある
- ②自ら使用する住宅に省エネ改修工事を行う
- (2) 次の要件を満たす市内の法人
- ①羽村市小口零細企業事業資金融資要綱第3条に 定める小規模企業者である
- ②市に法人設立・設置届出をしている
- ③大企業が実質的に経営に参加していない
- ④市内で1年以上事業を行っている
- ⑤市内に所有・使用する住宅に省エネ改修工事を 行う
- (3) (1) の要件すべてと(2) の③~⑤の要件を満 たす個人事業主

共 通

- ■納期の到来している市税(料)を完納している
- ■住民税(法人市民税)の申告をしている
- ■省エネ改修工事の契約者と所有者が異なる場合 は、所有者の同意を得ている

1月1日(1)~12月31日(1)に工事が完成した方

受付期間 6月1日 金~平成25年1月31日休(先着順)